



閣副第330号
平成25年6月7日

各府省庁
新型インフルエンザ等対策関係部局長 殿

内閣審議官（内閣官房新型インフルエンザ等対策室長）



新型インフルエンザ等対策政府行動計画の閣議決定及び公示について

本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第6条第4項に基づき、新型インフルエンザ等対策政府行動計画が閣議決定され、同条第6項に基づき内閣官房のホームページに公示されました（別紙）。

本政府行動計画は、特措法に基づく初の行動計画であり、新型インフルエンザ等対策有識者会議における議論を踏まえて作成したものでございます。本政府行動計画においては、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針、各発生段階における、実施体制、サーベイランス・情報収集、予防・まん延防止、医療、国民生活及び国民経済の安定の確保に関する対策を定めています。

関係各位におかれましては、その趣旨を十分御理解の上、所管指定公共機関を含む関係団体等に周知を図り、同法第9条第1項に規定する指定公共機関の事業計画の作成についてご指導いただくなど、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

